

令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

令和2年9月2日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 1時45分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

藤田真弓

書記

菅俣紀彦

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆様方には、連日お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、出席している議員は16名であります。8番滝口貴史議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

その前に、ここで昨日上程された議案第1号令和元年度一般会計補正予算第4号において、平塚議員の質問に対し答弁漏れがございましたので、市民課長から追加の答弁がございます。

皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 昨日の平塚議員の御質問に対しまして答弁漏れがございましたので、御説明いたします。

マイナンバー整備に係る経費についてでございますけれども、平成28年1月からのマイナンバー本格導入に対応するため、平成26年度からシステムの改修が行われております。

平成26年度から令和2年度、本年度の9月補正分を含めたシステム改修費の合計額は5,387万7,000円でございます。財源につきましては、国庫補助金で賄われております。

それから住基カードについてでございます。住基カードについては、平成27年12月末で発行は終了しております。平成28年1月からマイナンバーカードの発行となっております。

住基カードについても有効期限が10年間ございますので、期限内は利用が可能でございます。それから住基ネットの制度につきましては、制度自体は現在も継続されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて45分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の45分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には、注意をいたしますので併せて御了解お願いいたします。質問答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。

今年もいよいよ9月に入りまして、実りの秋を迎えましたが、新型コロナウイルス感染予防策を取りながらの毎日には、晴れやらぬ思いでおります。

さて、今回の一般質問は既に提出してあるとおり、3項目の中から6点につき御答弁をいただきたく存じます。

その中で、税等公金の徴収対策の質問につきましては、過日の新聞報道のとおり、本市の税徴収率が合併以来15年間県下最下位を脱し得ないまま、改善の兆しが見いだせないことから、質問項目に加えたものであります。

税に限らず、公金の確実な徴収が果たせないようでは、市民に対し十分な行政サービスができませんから、そうなっては、地方自治の根幹に関わる問題になるものと存じます。さらに、滞納者の存在は不公平感や行政への不信を増長させ、住民の納税意欲を減退させるものと存じます。このことから、市長をはじめ職員の方々には、さらなる喚起を促したいとする私の思いから質問するものであります。

質問2項目めの災害への対応策につきましては、既に出水期を迎えていますことから、昨年の大災害を踏まえての対応策をお伺いします。

最後の3項目めの質問につきましては、本市職員が新型コロナウイルス感染防止策として実施した在宅勤務、いわゆるテレワークについて、お伺いをいたします。

ではこの後、質問席から1項目ごとに質問申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは早速、1項目めの質問から申し上げます。

税等未収金の徴収対策について、その中から3点質問申し上げます。

そのうちのまず1点目。公金の滞納、全ての項目ごとに徴収できなかった理由と、これまでの経緯を伺います。

本市は平成17年合併以来、今回で15回目の決算審査を迎えましたが、その中で例年注視している一つが、公金の徴収状況であります。

令和元年度決算によりますと、公金全てを合わせた滞納繰越額は6億5,550万5,000円で、不納欠損金4,188万2,000円を目にしますと、私は、自らの税務職体験からして、「これでやむなし」とは到底納得できるものではありません。

その中でも注視すべきことは、合併以来の不納欠損金は合わせて16億4,940万4,000円に上ることです。去る18日付新聞で報道された本県の2019年度市町

村税徴収率一覧の中で、本市は不名誉ながら群を抜いて県下最下位であります。市長はこの記事を目にしていかに感じたでしょうか。善良な納税者にあっては、行政に不信感が湧くはずであります。

滞納の言い訳として「倒産した企業の固定資産税が大方を占めているとか、行方不明で徴収ができない」などと聞きますが、それなら差押え物件をなぜ競売執行しないのか、競売によりたとえ税金としての配分金がなくても、それで不納欠損金として処理できるはずであり、滞納金が減ることになります。さらに、行方不明の滞納者についても徹底した追跡調査をされたのでしょうか。

先ほど申した徴収率に関する新聞記事の中で、本市を名指しで「那須烏山市は徴収率県下最下位の85.4%、その徴収率は県全体では0.5%上がったにもかかわらず、本市は対前年マイナス0.1%」と新聞報道されては、市民の多くは行政に対し怒りを感じたはずであります。

そこで伺います。滞納は市税に限らず、上下水道料、国保税、保育料等広範囲に及びますが、これら賦課した公金をなぜ徴収できないのか。滞納金全ての項目ごとに今日に至るまでの経緯を詳細に伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 滞納整理の経緯についてお答えいたします。

議員御指摘のように、国保税を除く現年度及び滞納繰越分合計の市税の徴収率が最下位であることは、大変残念な結果であり、誠に遺憾でもあります。

市税徴収率を引き下げている大きな要因は、法人数社による固定資産税の大口滞納であります。本市では、それら大口滞納への不動産の差押えを執行済みであり、今後、それらの不動産の公売を進める検討している状況でございます。

しかしながら、当該差押えについては、国やほかの自治体との関与もあることから、それらの関係機関と連携をしていかなければ、公売の実現は不可能であります。一般的な公売が実現できるよう、関係機関との調整を進めてまいりたいと存じております。

また、大口以外の滞納に対しましては、納税額が多額になる前に早期に差押え処分に着手することが肝要であります。具体的には督促状及び催告書により指定期限までに納付もしくは納税相談を促し、進展がなければ、迅速に財産調査を行い、財産を発見次第、差押え処分を実施しております。

このような対応により、令和元年度の徴収率においては、市県民税は98.2%で県内第1位、国民健康保険税は85.5%で県内第2位を確保することができました。

次に、上下水道料金でございます。上下水道料金の収納率につきましては、令和2年3月末現在で水道料金が98.7%、下水道料金が99.2%、農業集落排水事業が98.8%となっ

ています。

上下水道料金の未納者に対しては、手順により給水停止の執行を行っており、その結果令和2年7月末現在で、上下水道料金の徴収率は99.5%以上となっております。

なお、滞納の主なものについては、給水停止が執行された方の分、及び滞納のまま所在不明となっている方の分であります。

最後に、幼稚園使用料及び保育料についてでございます。

幼稚園使用料につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園使用料を徴収する必要がなくなりました。未納の幼稚園使用料に関しましては、分納や児童手当を充当するなどの対応により完納となったところであります。

次に、保育園保育料については、合併当初の決算から、平成18年度へ滞納繰越しした額は1,400万円弱であったところ、平成22年度当初においては1,710万円余りと過去最高額の滞納額となってしまいました。

これらの額を受け、平成23年度より滞納整理の強化に努めたところ、滞納繰越額の徴収率が10%台であったものが20%を超える程度まで推移し、かつ、不納欠損処理等を経て、平成27年度当初の滞納繰越額は900万円を切る程度まで縮減できたところであります。

平成28年度以降も滞納整理の強化や不納欠損処理等を経て、年々滞納繰越額の縮減に努めてきたところであり、令和2年度当初の滞納繰越額は200万円を下回るまで縮減をしてきたところであります。

今後とも徴収率の向上を常に意識し、徹底した滞納整理の推移に一層努力してまいりたいと思っております。

確かに、毎年、大口滞納が出てまいりますので、パーセンテージが80%台になっているのは、我が市だけです。ですが市民一人ひとりの滞納はほぼありません。99%ほど滞納がなく、全納していただいております。

市民の中には、10人の人がいると2人が滞納していると思われてしまう現状もあります。ですから、議員がおっしゃるとおり、市民には申し訳ないと思っておりますが、本当のところ、10人集まったら、ほぼ1人も滞納者がいない。100人中1人がいるかという数字だということを議員の皆様方も改めて伝えていただき、市民の皆さんに納税のことを十分に分かっていたらとありがたいなと思っております。

これで市民が納税を怠ってしまうことになりますと、うちの市は大きなダメージを受けますので、ぜひとも皆さんのお力も借りて、納税に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り、市長から御答弁をいただきました。

それでいいますと市民のほとんど99%は納税をしている。それと現年度は比較的徴収率がいいんだ。これは私も、ずっとこれまでの、また今年の実況報告の中からも数字を拾い出して一覧表にこれはしていますから、このことは分かっています。

しかしながらこの一般住民は先日の新聞報道を見たら、その内容は分かりませんから、ほとんどの市民は分かりませんから、これが問題ではないかと思えます。ですから、それにはやはりその法人数社とありますが、これを速やかに財産処分するべきではないかと思えます。

私も税務課当時、公売のほうは実は、多分この法人は、町税を滞納しているということは、国税も県税も滞納していると思えます。それで私は氏家税務署と相談をしまして、国税のほうで積極的に公売をしてもらったんです、それで解消しました。しかし、結果的には配分金は旧南那須町には来なかったですが、それでも滞納はなくなりましたから、それで結果的には徴収率を上げたと、そういうようなことを私自身経験しておりますので、ぜひそうやるべきではないかと思えます。

それと市長、合併当時の住宅使用料徴収額、今から17年も前なのですが、これを見ますと、調定額が2,000万円あったんです。ところがそのうち滞納額はそれの4分の1に相当する516万7,000円もあったわけですよ。

それが平成21年度、それから4年過ぎても464万4,000円とあまり変わりはありませんでしたが、平成25年度には32万8,000円に減額しまして、平成27年度の決算ではついに、滞納繰越しゼロになりました。それ以来、都市建設課関係の住宅使用料は完全徴収を続けています。すなわち、合併当時520万円もの滞納があったのを徴収努力によってゼロにしたということであります。

先ほど市長が申したとおり、幼稚園の保育料、保護者負担金も、僅か5万2,000円ほど滞納がありましたが、今回の決算書では全額徴収しているようです。

そこで伺いたいんですが、この住宅使用料に多額の滞納繰越しがありましたが、それをどのような手法でゼロにしたのでしょうか。また、その徴収方法を滞納を抱えるよその課ではなぜ学ばないのでしょうか、この辺のところをお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市営住宅の使用料につきましては、おかげさまで100%頂いております。住宅ですので、そこに住まわれているというところが大きいかと思います。そこに行けばその方に会えるというところで、本当にまめにその方と面会をして、お願いをして徴収をしていった結果が100%になったということでございます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） いいほうの例を都市建設課長が伝えましたけれども、保育園、幼稚園のほうは、実はおっしゃったように、家で待っているというわけにはいなくて、お子さんを迎えに来るのを待って、それで徴収をさせていただいたりしております。

いろんな意味での、水道は水を止めますということを伝えて、それから支払っていただいたりとか、いろんな努力はさせていただいてもおり、徴収率が上がってまいりました。

でも、大口のところは1件、2件、3件ぐらいで、全く動じておりません。事実です。それはきっと中山議員が議員になった頃からずっとだと思えます。私が議員になってからもずっと同じメンバーがほとんど滞納になっておりますが、努力はしています。

いろんなところに、公的なもので、今、手をかけるように努力をしていますので、なるべく、私としましても処分をしたいなと思っておりますので、そのときには皆さんのお力をお借りして、きちんと滞納を処分できるように進めていきたいと思っております。

ですから、先ほども言ったように、もしも身近なところで市民が不安に思ったときには、皆さんから、そうではないというお声がけや、また、もしも滞納をしているような方がお知り合いでいらっしゃったら、頑張って支払っていただけるようお声がけしていただくことが、1人でも減らせることだと思っております。職員も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それぞれの徴収を担当する職員は努力をしているようであります。

それと、徴収権には消滅時効というのは、これは民法にもあります、民法の167条そのほかにもありますし、地方税法の中にもありまして、徴収権が時効により消滅すると定めてあるわけです。

これは税でも何でもそうじゃないかと思えますが、徴収金が完納しない場合、納付書を出してからですね、納期限後20日以内に督促状を発しなければならなくなっています。督促状を発した日から起算して10日を経過するまでに徴収金額を完納しないときは、納税者の財産を差し押さえなければならないということになっているわけでありまして。

この差押えをすれば時効は中断をするわけなのですが、この時効中断のための法的な処置というのは取られているのでしょうか。これ実は、昨日提案されました決算の中の行財政報告書の中に、税に関しては具体的な数値が示されていまして、これは分かりました。

しかし、それ以外の公金の滞納状況、滞納している課ではこのような何か、措置はしているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 市税のほうにつきましては、時効のほうは粛々と手続はやってお

ります。不納欠損に向けまして、いきなり不納欠損というのはできませんので順を追ってやっております。その中で、時効中断というのがあります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは、今日はこども課長さんが休みで聞けなかったのは残念であります。また、上下水道も多額の滞納を抱えています。合わせますと幾らだろうか、800万円を超えています。これらについても聞きたいところだったんです。

それと公金を徴収する場合には、市の条例によって減免規定というのがあります。今回の、この行財政報告書の中の台風19号の関係でも、私がこれから合わせましたら、この関係で減免したのが合わせて税金その他で1,716万4,000円ありました。これは私、当然ではないかと思いましたが、それ以外にも失業とか廃業、退職、事業不振によりまして、その年の所得が前年の所得よりも著しく減少または減少の見込みの場合は軽減または免除すると、今の規定であるはずであります。こういった減免規定というのは今、例えば去年の場合、この台風19号以外で執行したことはありますか。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 昨年におきましては、台風関係で減免を行いました。そちらの内容については、行財政報告書で報告させていただいたものになります。

今年につきましては、新型コロナウイルス関係、それから台風の関係について、今現在、減免のほうの受付をしております。

固定資産税については、農地で昨年作付ができなかったところについて減免をいたしております。昨日受付を始めまして、固定資産税は15件ほど申請がありました。市民税については、3件ほど申請がありました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） やはり、こういった減免規定があるんですから、ぜひ私はこれも適用すべきではないかと思っています。

これは昨年の1月の下野新聞報道なのですが、宇都宮市の税の徴収方法として、滞納者に対して納期限が過ぎたあと、間を置かずに電話とか文書によって早期に催告を実施しているというんです。私のほうではそういうことをやっているのだろうか、督促状を発行する前にこういった電話でもってお願いをしているようです。やっぱり私は自分の経験からいっても懇願の徴収ですよ。文書を出したから滞納者がそれに応じてくれるかと思ったらとんでもありません。その辺のところは、それぞれ対応する職員の心がけ次第ではないかと私は思っています。

一つここでお伺いしたいんですが、これは税金全てなのですが、滞納者別に個別カードというのは備えているんでしょうか。例えば中山五男が滞納しているっていった場合は、中山に対して、いつ電話をした、いつ面談をしたという、そのときにどのような対応であったというような、そういった記録をしたカードというのは作っていますか、これは税務課長と、今日は、こども課長はいないな、あとは、上下水道課長のほうに答弁させてくれませんか。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 市役所のほうでTKCというシステムを使っているんですけども、その中に滞納整理システムというのがあります。そちらの中で、個人の情報というのを毎回記録しております。いつ来ていただいた、どのような内容、幾ら納めていただいて、次回はいつ頃約束という、そのように詳細に記録しております。税務課全員がそちらの記録を見られるようになりまして、誰でも対応できるようになっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 個別カードの有無について御回答いたします。

上下水道のほうは、システムが料金システムというものしかなくて、個別カードで管理するよりも、年度別、その都度の催告とか督促だけです、そちらのほうの、その都度できちっと管理しております。窓口の対応についても記録は残しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） やはり滞納者に対抗するには個別カードを作って、あなたはいつ、あなたはどの頃、何月何日にお話ししたときには、こういうような約束をしてくれましたとか、こういった記録がなかったら、全然先に進みません。それはぜひ私は必要じゃないかと思っていますから、これからもこのような方法を取るべきではないかと思います。

時間が大分過ぎましたので、次の公金の徴収方法別納入額とその率についてお伺いをします。これは事務的なことになるかもしれませんが。公金の納入方法としては、合併前は町税や国民健康保険税、国民年金掛金などは地域の隣組単位で組合を結成しまして、納期ごとにまとめて納めていたものであります。それに加えて、町県民税の特別徴収も以前からあった制度でありました。

それが、今日では、給与に加えて年金からも天引きしていることに加えて、口座引き落としも積極的に推進していることから、税に加え水道料金、保護者負担金等、いずれも窓口で現金を持参して直接支払う方法は少なくなっているものと存じます。

そこで、徴収金のうちこの給与・年金等からの特別徴収による金額に加えて、口座引き

落としにより納入している現年度課税分の納入額と率、これは課ごとに御答弁をいただきたいと思えます。

これは税務課なら税務課で扱っている全部の税金、税目ごとは必要ありません。それと、上下水道課、こども課についてお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 税等の徴収に係る特別徴収及び口座振替の状況についてお答えいたします。

御質問の特別徴収につきましては、給与や公的年金から税金等を徴収するものであり、個人市民税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象となっております。

個人市民税につきましては、給与や公的年金からの徴収があり、そのほかの税等は公的年金からの徴収となっております。また、年金特別徴収につきましては、年齢や年金額等の諸条件によって決められます。

本市の特別徴収の状況であります。給与所得者に係る個人市県民税では、令和元年度給与所得による納税義務者が1万114人に対し、特別徴収による納税義務者は8,752人、給与所得者の特別徴収率は86.5%、前年度比で0.4%増となっております。給与所得者に係る特別徴収の事業所は、栃木県内の市、町で、平成27年度課税分から一斉指定を実施しており、年々増加しております。

一方、収入額につきましても、令和元年度市民税の現年課税分収入額が11億866万6,202円に対し、給与からの特別徴収額が8億6,279万2,721円で、収入額に対する給与特別徴収率は77.8%、前年度比0.9%の増となっております。

また、個人市民税の年金特別徴収につきましては、収入額が5,299万223円で、年金特別徴収率は4.8%となっており、給与特別徴収と合わせると8割以上が特別徴収となっております。

その他、国民健康保険税の年金特別徴収につきましては、現年課税分収入額が6億1,728万2,277円に対し、年金特別徴収額が8,970万900円で14.5%、介護保険料は5億7,290万4,257円に対し、年金特別徴収が5億3,841万5,800円で94%、後期高齢者医療保険料は2億3,632万9,000円に対し、年金特別徴収額が1億7,305万7,000円で73.2%となっております。

次に、口座振替の状況につきまして、御説明いたします。

一般会計の口座振替額は6億2,022万9,846円となっております。口座振替対象税目の収入額が27億8,646万9,474円であり、口座振替率は22.3%となっております。

なお、個人市民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税の振替率は約30%となっております。

すが、個人市民税の特別徴収については2%と低い割合になっております。これは特別徴収の場合、口座振替を依頼する時点までに、従業員の就退職などにより税額に異動があった場合は届出をしなければならないため、事務処理上の都合により遅れてしまうこともあり、事務が煩雑になることから口座振替を希望しない事業者が多いと考えられます。

なお、令和元年10月から地方税共同機構により、地方税共通納税システムが開始され電子申告、電子納付が可能となり、今後は特別徴収の事業者に対し推進してまいりたいと考えております。

次に、特別会計の口座振替の状況について御説明いたします。

国民健康保険税につきましては、普通徴収額が5億2,741万1,377円に対し、振替額は2億1,927万5,300円で振替率は41.6%となっております。また、介護保険料につきましては普通徴収額が3,416万6,357円で、振替額が498万9,200円で振替率が14.6%、後期高齢者医療につきましては、普通徴収額が6,327万2,000円で、振替額が2,944万2,900円で、振替率が46.5%となっております。

一方、上下水道につきましては、収納額が6億2,154万2,300円に対し、4億8,421万4,242円で、約8割が口座振替となっております。

本市の税金等の納税方法は、口座振替、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリ、共通納税システム等の方法があり、収納額の約4割を占めており、本庁や金融機関の窓口での支払いが約6割となっております。そのため、今後も口座振替を推進するとともに、納税義務者の利便性及び自主納付率の向上を踏まえ、多様な納付方法を検討してまいりたいと考えております。

最後に、保育園保育料の口座振替状況についてお答えいたします。口座振替の対象となる園の総在園児は293名おり、そのうち保育園保育料の納付対象者は88名となっております。その88名のうち口座振替者は85名で、残りの3名は納付書払いでの対応となっております。口座振替率は96.6%となっております。

なお、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、副食費の徴収も開始されたところではありますが、副食費の徴収対象となる園の総在園児は179名おり、そのうち副食費の納付対象者は84名となっており、対象者全てが口座振替処理となっております。

以上が特別徴収及び口座振替の状況でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 再質問したい、何点かしたいところなのですが、もう残りが11分になってしまいましたので、これで終わりにしたいと思います。

もう一つは、未収金の縮減策と目標について、目標とする徴収率についてお伺いしたいと思います。

合併時、両町から引き継がれた滞納金は12億6,821万円であったものが、その後年々増え続けまして18億円を超えたために、平成25年度には一気に不納欠損金10億円を計上しまして、数字上の滞納繰越金を縮減したわけでありまして、しかしながら、その後も新規滞納の出現によりまして、目に見えた成果が上がらないまま今日に至っているところであります。

そこでお伺いしたいんですが、本市が抱える未収金の縮減策と目標とする徴収率はどう考えていますか。このことについてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今後の未収金縮減策と目標とする徴収率についてお答えいたします。

未収金縮減で重要な点は、新しい滞納者をつくらないこととあります。そして新しい滞納者をつくらないためには、早期着手、早期処分を行うことが最も重要と考えております。

できるだけ早い段階で徹底した財産調査を行い、法律に基づいた厳正な処分を進めているところでございます。

また、上下水道料金につきましても、納期限まで納付及び納税相談を促し、進展がなければ、給水停止を執行するなど厳格に対応してまいります。

一方保育料につきましても、引き続き分納対応のあっせんや児童手当などの充当強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、目標とする徴収率についてお答えいたします。市税等につきましても100%と仰りたいところでありますが、第2次総合計画実施計画において令和4年度までに、現年分徴収率を98.6%、滞納繰越分徴収率を22%まで引き上げることとしております。

目標達成には、固定資産税の大口滞納の解消が必須であり、国と県との連携により一体的な滞納整理を推進していくことで目標達成を図りたいと思っております。

また、上下水道料金につきましても99.5%以上の収納率となっていることから、収納率100%を目指し、保育料につきましても、現年度収納率が99.34%になっていることから収納率100%を目指し、滞納繰越分の収納率につきましても、近年48.3%を超えることから、50%台に乗せられるよう努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り聞きました。この徴収金、滞納の徴収、それぞれの課題、どのような地位の職員がこの滞納整理に当たっているか分かりませんが、この滞納者を説得する力量を有する職員が、徴収を担当するべきではないかと思っております。それはその適任者はやっぱり課長であり課長補佐ではないかと思っております。担当職員に、おまえは徴収担当だからといっても、なかなかそれは実績が上がらないと思っております。これは私の経験から申したわけですか

ら、これから、この課長さん方が陣頭指揮でもって督促に当たっていただきたいと思っております。

では次に自然災害への対応についてこの中から2点ほどお伺いします。

まず、城東第1排水樋管及び排水施設についてお伺いをいたします。昨年の台風19号による豪雨により、那珂川の水位が上昇し排水路から逆流が始まったにもかかわらず、排水樋門の閉門が遅れたためか排水ポンプが故障し、そのことから城東地区一帯が浸水しまして多大な被害を生んだことは、御記憶のとおりであります。

その教訓を踏まえまして、今年は出水期を迎えた去る7月14日、施設の作動テストを実施したところであります。当日は議会議員の多くが現場で排水ポンプや、樋門等の作動テストの手順などを見守りましたが、私は少々不安を感じたことから次の点をお伺いいたします。

まず、過日の作動テストの結果、今後の管理を含め、昨年のような不手際は防げるのでしょうか。そして、排水施設は全て万全とみなせたのでしょうか。また、城東地区流域に多量の雨量がありまして内水面が上昇した場合、現在設置の排水能力、2基のポンプで毎分20トン排出だそうではありますが、それに不安はないのでしょうか。

さらに伺いますが、台風等自然災害の際にはしばしば停電事故がありますが、その際、排水ポンプの対応策をいかに考えているのでしょうか。

以上御答弁をいただきます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 城東排水施設についてお答えいたします。

城東排水施設は、那珂川が増水した際に城東地区内から内水を那珂川に排出するため、平成25年度に設置されたものであります。

今回初めて、出水期を前に排水施設の作動テストを実施したところであります。多くの議員の皆様にも御参加いただき、ありがとうございます。御覧いただいたおかげで、その仕組みと能力を御理解いただけたものと感じております。

昨今の令和元年東日本台風の際は、国土交通省の河川水位情報のホームページにアクセスできず、最新情報を得られなかったため初動の遅れがございました。

現在はその反省を踏まえ、自治体向け専用サイトから優先的に水位情報が得られるように改善されておりますので、河川の水位情報を的確に把握した上で降雨の状況等を勘案しながら排水施設の適切な運用に努めてまいります。

また、停電時の対応としましては、非常用電源を確保してポンプを稼働させることも考えられますが、城東排水施設のポンプを稼働させるためには、大容量の発電機が必要となることから、どのような方法が有効かの検討を進めてまいりたいと思っております。

今後はこれらの教訓を踏まえ、水害に対し万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 市長の答弁が、税務関係で予想以上に長かったものですから、時間がなくなって残念であります。

それでは、最後の質問をもう1つ申し上げます。

これは本市職員のテレワークについてお伺いをしたいと思います。自宅などで仕事をする、新しい勤務体系のテレワークを新型コロナの感染防止策として、全国の企業が積極的に採用しようとしていることは御承知のとおりであります。

さらに、官公庁でも導入の試みが広がりつつあると報道されております。その勤務体系は、情報通信技術、これはインターネットやパソコン等を活用しまして、時間や場所の制限を受けることなく柔軟に働けることから、通勤時間や交通費が削減できるとされております。人事管理については職員ごとに今現在の勤務先や仕事内容が一覧で表示されていることから、休憩中か仕事かかの確認ができるために、管理者は離れていながら職員の人事評価も可能であります。

このことからテレワークは働き方改革の切り札とも評されているところであります。本市役所でも、新型コロナによる緊急事態宣言が発令された当時、一部の部署で在宅勤務を実施したと聞いております。その結果、本市職員のテレワークはいかがであったか、本市でも持続可能か、今後の方策を含め、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の職員のテレワークについてお答えいたします。

本市におきまして新型コロナウイルス感染症対策として、4月から5月までの2か月間、全職員を対象に、在宅勤務、週休日振替勤務、執務室分散などを実施いたしました。

主な実績としまして在宅勤務が76人、延べ261日、執務室分散は66人、延べ111日の取得となっております。

実施結果としましては、執務室内の過密防止に一定の効果があつたと認識しておりますが、一方で情報セキュリティの確保を図るため、使用できるパソコンが制限されていることや、庁内情報ネットワークへの接続ができないなど、在宅勤務における課題や、執務室分散を進めるにも利用できる会議室等が不足するなどの様々な課題も表面化しました。

また、保育現場や窓口業務、個人情報を扱う業務など在宅勤務等の対応が難しい業務も部署にはよってございます。

今回の課題を踏まえまして、働き方改革を意識した柔軟な勤務体系の施行につきまして、できるところから取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 富士通では3年後に事務所面積を半減するというので、日立製作所でも在宅勤務の比率を50%にしようとしています。これは私が新聞記事を見て、本市でも在宅勤務が可能なら、今、市が進めている、新しい市役所、この事務所面積も縮小できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） できる部分もあるかと思いますが、比較的市役所は、人と対面し、人と相談をし、実際に会うパターンが多いので、テレワークとかりモートとかでできる範囲もあるかもしれませんが、本当に会って市民の悩みや問題を解決していく部分が多いので、全部がテレワークでできるような業務ではないと思っています。

今後できる部分は考えていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 以上で終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき6番村上進一議員の発言を許します。

6番村上進一議員。

〔6番 村上進一 登壇〕

○6番（村上進一） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より発言の許可を得ました議員番号6番の村上でございます。

傍聴席においでの方の市民の皆様、雨の中ありがとうございます。ただ、広報委員長といたしまして、もうちょっと市民の方に議場に足を運んでいただけるように、努力をしなくちゃならないのかなと痛感しております。

さて今日の私の一般質問なのですが、第2次那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。将来の希望に満ちた那須烏山市に対する質問でございますので、執行部におかれましては、希望に満ちた回答をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 質問の前の前段なのですが、私は長く地元の信用金庫に勤めておりま

して、信用金庫は3つのビジョンを持っております。中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕という3つのビジョンを持ちまして、これに沿って営業しているわけでございます。

ちなみに、先週の半沢直樹を御覧になったでしょうか。「貸すも親切、貸さぬも親切」という言葉が出たんですけども、これは、我々信用金庫業界の神様であります小原鐵五郎さんという人の経営哲学でございまして、よく、さんざん銀行にいるときには聞かされました。

金融機関に限らず、企業というものはビジョンを持っております、経営理念を持っております。それに沿って営業しておりまして、時代の変化に対応できるような、そういった企業が生き残っておるわけでございます。

何もこれは企業に限ったことではなくて、行政に関しても言えると思います。地域の皆さんに、その市の将来像を示す、それが行政の仕事だと思えます。

那須烏山市においても今回、第2次那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略ができております。今回私は、これについて質問させていただきたいと思えます。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略なのですけども、基本目標が4つございますので、その目標に沿って質問させていただきますので、回答のほうをよろしく願います。

まず、第1なのですけども、本市における安定した雇用を創出し、安心して働けるようにするについてでございます。現状、今後の具体的取組について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基本目標1に関する現状、今後の具体的取組についてお答えいたします。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は急速に進展する人口減少に対応するため、より効果の高い施策を集中的に実施するとともに、地方創生を実現する観点から策定しております。

また、第2期計画につきましては、第1期計画の検証結果等を踏まえ、真に重点的に取り組む施策に絞って策定しております。

議員御質問の基本目標1につきましては、市内において雇用の場を創出し、安心して働ける環境を確保することを目標としております。

初めに、本市の雇用情勢につきましては、近年本市の有効求人倍率は1.5倍を超えるなど雇用環境改善傾向にありましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、直近の6月の数値は1.17倍まで下がってきております。

また、市内の中小企業においては、魅力ある企業が複数存在しているにもかかわらず、知名度が低いことや、認知度が低いことで、近年の少子高齢化等の影響により、事業承継が大きな

問題となっております。

今後の取組としましては、新たな産業の創出と地域産業の支援の2つの戦略を掲げております。

主な取組を申し上げますと、新たな産業の創出としましては、本市への企業の誘致や既存企業の規模拡大を促進するため、企業立地の適地となる土地情報の提供を行う事業用地情報制度に引き続き取り組んでまいります。

次に、地域産業の支援としましては、新規事業として市内の中学生を対象に、学齢期から市内の魅力ある企業の紹介や工場見学等の事業を行い、将来のUターンや地元就業につながる取組を実施してまいります。また、烏山学においても、地元で働くをテーマに市内企業等での職場体験を行うなど、引き続き将来の地元就業につながる取組を実施してまいります。

以上のとおり、基本目標1に関しましては、若者の人口流出を抑制するためにも、市内において将来にわたり安心して働ける魅力ある職場、就業の機会の創出に向けて取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 理解いたしました。

それで先日の議員全員協議会でこの、まち・ひと・しごと創生総合戦略取組概要というのを頂きました。その中から、担当課のほうに質問させていただきたいと思います。

まず、商工観光課なのですけれども、ベンチャープラザをなくした後に、インキュベーション施設、ちょっと意味が分からないんですけども、を整備したい考えが商工会にあるらしく、それと連携して取り組みたいと載っているんですけども、これは、そういったニーズがあるのか、そして今後どういうふうに進めるのかを具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ベンチャープラザにつきましては、本年度より施設自体のベンチャープラザの機能自体は廃止をしております。

今後、商工会としましてはインキュベーション施設ということで、創業支援をするような施設の箱物になるんですけども、そのようなものは商工会としても、改めて場所の選定はしているそうです。

今後についても引き続き場所の選定はして、インキュベーション、創業支援については市と協働して実施してまいりたいという考えがあるそうです。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） それは箱物を設置してあれするのか、それともそういったニーズがあるから場所を探すのか、どちらなのでしょう、今、現在。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 創業支援につきましては箱物があるなしに関わらず、相談事業というものは従来より継続しております。

箱物については、新しく創業する方が、当初、操業して1、2年というのは経費のほうがかかりますので、そういった意味でインキュベーション施設ということでベンチャープラザが出来上がったわけなのですけれども、それらについては、現在商工会としてはいい場所があればということで選定をしているというところで、創業支援があるから施設が欲しいというか、それは両輪というか、あればそちらも利用したいというような考えだそうです。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） よく分かりました。よく廃校になった学校なんかを開放して、ベンチャープラザにしていると思うんですけども、今現在の具体的な何というんですか、目星というか、そういった場所はないということよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 廃校になった学校とかいろいろな施設について、市のほうとしても、このような施設はどうでしょうかということで商工会には紹介しているんですけども、商工会としてはやはりまちなかにある便利なところで実施したいという意向があるようで、なかなかその辺のマッチングがうまくいっていないところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） はい、了解しました。

商工会と連携しまして、そういった起業家に向けての設備ですか、それは必ず実現するようお願いしたいと思います。

続きまして、まちづくり課です。

地域おこし協力隊、先日の議員全員協議会でも話題が出たんですけど、辞めちゃったと、全国でこの地域おこし協力隊の成り手が少なくなっているというような話を聞きますし、また、長続きしない、当初の目的、そこに定住して地域活性化にというような、なかなか地域おこし協力隊自体の制度の見直しをする時期じゃないかと私は考えているんですけども、まちづくり課さんのほうではどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 制度の変更については、まだ具体的なところ、特に考えられていないんですけど、募集の仕方ですとか、どういった形で定着をしていただくのかという

そのやり方は、今、庁内でやっぱり協議をしているところです。

できれば、本人がやりたいことをなるべくやらせてあげられるようにするとか、あと市でもお手伝いをさせていただきたいことをなるべくメニューをたくさん用意をしておいて、そこにマッチングする人に来ていただくようなやり方を、募集の仕方というか、そんなやり方をして、あとはプロモーションをしっかりとやって、来ていただける方を募集していく、そんなふうなやり方を、まずは模索していきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） それでは、今後とも、地域おこし協力隊は募集をしていくと、そういった考えということで理解してよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 総合戦略ですとか総合計画にもなるべく増やしていきたいという目標を掲げておりますので、その方向で進めたいと思っています。ただし拙速に、すぐにというわけにはいかないと思っていますので、例えば年度を、切替えを目安にするとか、そういうところに向けてじっくりと取り組むようなやり方をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 前にも、地域おこし協力隊について質問して市民の皆様地域おこし協力隊の活動が見えないよということで、広報なんかにも載せていただいております。やはり、地域おこし協力隊員1人だけではなかなか難しいので、地域を巻き込むような仕組みづくりをしていただいて、結構市内でも若い人たちとか、いろいろサークルとかそういうのをやっていますので、そういった方と連携してもらって、地域おこし協力隊の、地域に根差した活動ができて、ああ、じゃあここに住んでやってみようかなというのはそういった、組織づくりも考えていただいて、これから地域おこし協力隊を存続するのであればその辺の、何ていうかね、面倒も見ていただければいいのかなと思っています。

続きまして、そしてまた、商工観光課でワーク・ライフ・バランスの認定ってあるじゃないですか。ワーク・ライフ・バランス等に取り組む市内企業の認定事業という新規事業があるんですけども、これについてどこが認定して、どういうふうに進んでいくのかという説明をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） こちらは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域産業の支援ということで、ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内企業を認定しまして、企業のPR等を図っていければと考えております。

実際に事業については現在検討中の事業でございまして、基本的には市のほうがワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業さんを市が認定しまして、表彰というか認定しましたということで、企業さんに応募をいただきまして認定して行って、こういった企業がありますよということで市は周知をしまして、こういった企業が市内にあるんだということで、広く市民に伝えていければと考えています。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） その市の認定というのは何か、国の認定基準があるとかですか。例えば、どこかの教授に頼むとかそういう話ではない。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 認定基準については、今後検討していくようになってくるわけなのですが、例えば女性の管理職が何人いるとか、そういったところの基準を設定しまして、それらをクリアしているような事業所さんを認定していく形になってくるものと思います。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） これは他市町村でもやっているんですか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） はい。県内ですと確か県南のほうで、小山市だったかと思うんですが、そちらのほうで実施しているかと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 県南でもやっているということで、早くこの制度をつくっていただいて、認定第1号になるような企業を探していただいて、企業としてもそういった認定がもらえればアピールになりますので、ぜひこれは早く実現していただきたいと思います。

続きまして基本目標2、本市への新しいひとの流れをつくる、市長のほうから御説明お願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基本目標2に関する現状、今後の具体的取組についてお答えします。

基本目標2につきましては、本市への新しいひとの流れをつくることを目標としており、初めに本市の人口移動及び観光客入込数の現状を申し上げますと、まず本市の人口移動につきましては、近年では転入者が年間約500人、転出者が年間700人であり、毎年約200人の転出超過となっております。

次に本市の観光客入込数につきましては、東日本大震災以降低迷が続いており、近年では年間50万人を割り込み、令和元年では年間45万7,681名まで減少しております。

今後の取組としましては、定住・移住の促進、観光の振興、関係人口の創出の3つの戦略を掲げております。

主な取組を申し上げますと、定住・移住の促進としましては、空き家等情報バンク制度や、住宅取得奨励金制度など、定住、移住支援事業に引き続き取り組んでおります。

次に、観光の振興につきましては、本市を代表とする山あげ祭や烏山城跡などをはじめとした豊かな地域資源を活用した体験型、交流型、滞在型の要素を取り入れた着地型観光を推進してまいります。

また、今年度は観光拠点の一つでもある龍門ふるさと民芸館の改修を行い、地元農産物の特産品の販売や地元の食材を使用したメニューを提供するイートスペースを設置するなど、地産地消を推進しながら観光客の増加を図ってまいります。

最後に関係人口の創出につきましては、市内にある地域資源や魅力ある体験メニューを生かした都市と農村との交流事業を展開し、本市に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出に取り組んでまいります。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、本年度実施予定の豊島区との交流事業が中止となるなど、当初の予定どおりに進めることができない状況でもございますが、時期を改め、見極めた上で、観光協会や民間事業所、まちづくり団体と連携をしながら実施してまいりたいと思います。

以上のとおり、基本目標2に関しましては、定住、移住を促進するとともに、観光振興による交流人口や新たな視点として、本市への将来的な移住や地域活性化につながる関係人口の創出に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 市長もおっしゃるとおり、コロナ禍の中でなかなかこの政策を実行するのが難しいとは思いますが。

隣の那珂川町も飯塚邸もなかなかうまくいかないんで、テレワーク、企業に対する働きかけというんですか、テレワークに変更して集客を図っているようなことなので、やはり、そういった時代の変化に沿って何か変えなくちゃならない、そういう思いはあります。

それでこの項は、まちづくり課で、新たなサイクルイベント「ぐるまち」が開催される計画があるというんですけど、これは具体的にどういうふうになっているか教えていただけますか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） サイクルイベントについては、県で「ツール・ド・まち

ぎ」を3年間やっていただいて終了になったんですが、今後の新たなイベントをやはりやるというような方向で、過日第1回目の設立の会議が行われました。

今後も数年間にわたってそちらをやるということで準備が進められているところでございます。県内、多くの市町が参加するような方向でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 確か3月の議会の一般質問で、大金駅を起点として栃木県のこういったサイクル云々のとおりに観光事業をやったらいんじゃないかという提案をさせていただいたので、市としてもこのサイクルイベント「ぐるとち」には積極的に参加するという方向性でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） そのような方向で取り組んでおります。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 了解です。ぜひ自転車を通して、サイクリングを通してまちの活性化に取り組んでいただきたい。私もそういった同じ意見でございます。

それと、生涯学習課で国民体育大会開催に向けての準備という項目が載っているんですけども、「本市への新しいひとの流れをつくる」の中で、この国体に向けた準備という項目が載っているんです。

あくまでも国体ですから、アーチェリー関係の選手や役員が那須烏山市に来て、泊まって競技をやるというのは当たり前だと思うんですけども、問題はその後、せっかく何の苦労もなく那須烏山市に何千人という方がいらっしゃるのであれば、その後、アーチェリーの聖地として、例えば合宿に来てくださいとか、そういった働きかけをすることによって新しい人の流れをつくるのではないかと、それがどこにも書いていないんです。

ただ、「啓蒙活動して、国体に向けた準備について連携して進める」ということしか書いてないんで、それは生涯学習課じゃないからなのではないでしょうか、その辺を御回答いただければ。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 国体に向けた準備ということで書かせていただいておりますが、やはり開催後の事業の効果というのはやっぱり、私どもも考えていないわけではございません。現実的にリハーサル大会というのが来年度行われるわけなのですが、これは全国アーチェリー協会でもリハーサルに向けて、これは毎年どの県でも開催いたしますが、記念大会として、いわゆる国体ベースの大会をまずリハーサル大会で行います。

ですから、それがまず事前にあるということと、その事後についても高校総体とか関東地区のブロック大会とか、やはりそういう国体の開催のあった県については、やはりそういったと

ころを優先的に会場利用をしていただくというふうなことでずっときておりますので、私どももそういった開催に向けて、協会のほうと協力しながら、やっぱり開催し、やはりそういう交流人口の増加も考えてまいりたいなどは考えております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） これは大きなビジネスチャンスというか、市をPRする絶好の機会だと思いますので、この機会を逃さないで、ぜひそういった国体後も継続的にPRしていただいて、関係人口のとかをつくっていただいて、アーチェリーイコール那須烏山というような関係が構築できれば一番いいと思いますので、ぜひそれは進めていただければと思います。

続きまして基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるということで市長の答弁をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基本目標3に関する現状、今後の具体的取組についてお答えいたします。

基本目標3につきましては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目標としております。

まず、現状としまして近年、結婚感や家族の在り方などの価値観が多様化する中、未婚化や晩婚化、晩産化が進んでおり、平成27年度の国勢調査によりますと、本市の25歳から39歳における未婚率は国や県平均よりも高く約50%となっております。また、本市の出生数は、合併直後の平成18年の年間210人をピークに減少し、令和元年は年間107名まで減少するなど、少子化が進んでおります。

今年度の取組としましては、結婚支援、妊娠、出産支援、子育て環境充実の3つの戦略を掲げております。

主な取組を申し上げますと、妊娠、出産支援につきましては、現在、子供を望む世帯が、高額な医療費を要する不妊治療を受けた際の負担軽減を図るため、不妊治療費の助成を行っておりますが、助成の対象となる治療の範囲や年齢などの要件の見直しを図り、より多くの方が安心して妊娠、出産できる環境を整備いたします。

次に、子育て環境の充実につきましては、保健師等による乳児家庭全戸訪問や、産後2週間健診、産後ケア事業等を引き続き行い、出産後の育児支援を実施しております。

また、新規事業としまして、乳児がいる世帯が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ交換台、休憩スペース等を備えた赤ちゃんの駅を設置いたします。事業につきましては、まずはこども館、保健福祉センターなどの公共施設内に設置した後、趣旨に賛同していただける民間事業所の協力を得ながら子育てに優しい環境づくりを推進してまいります。

以上のとおり、基本目標3に関しましては、令和2年3月に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画を踏まえながら、若い世代の妊娠、出産、子育てまでの、各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

あともう一つ入れたのが、結婚も今度はこども課のほうの担当になっておりますので、それからスタートしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ありがとうございます。

今、市長の答弁の中で、赤ちゃんの駅、何か、丸々の駅というとは私は微妙に反応してしまうんですけども、赤ちゃんの駅は今、現在、こども館の後、公共施設の後、民間につくると、このKPI目標で5か所でしたか、つくるとはんですけど、前倒しというか、やはり、どんどんつくれるような状況にあるのでしょうか。民間企業に対しても理解をいただいているのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 民間企業のほうは、今のところまだ例はないと思います。

公共的なものでは、部屋を1つ用意するような場合がありますので、その辺を今、確保するように努めております。

また、こういう事業を推奨している企業がありまして、ワンボックスみたいなのに、おむつ替えと、あとお湯を沸かせるような電源があるような、1畳半か2畳ぐらいあるぐらいのボックスで、それを貸し出すというシステムがありまして、いろんなシステムがあるので、今、検討させていただいています。

場所があるところはそのままなるべくそこを使うように、保健福祉センターとかこども館はそのような施設は空いている部屋があるので、利用させていただくようにしております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ぜひ、市の考えるとおり進めていただきたいと思います。

それとはまた真逆なのではございますけれども、これもこども課なのですが、「ファミリー・サポート・センターについては平成27年度の開設以来の実績がないが、まずは現行の登録会員に登録継続の意思の確認を行い、会員同士の交流会を実施して支援者、要支援者双方の意見交換、情報収集に努める」とあるんです。

平成27年度から実績がないのであれば、坂上忍も言っているんですけど、5年着ないんだったらもう要らないというような、この事業自体が市民に必要とされる事業なのでしょうか。

ただ、「ファミリー・サポート・センターについては、令和3年度からの事業実施に向けて

他市町の状況調査を行い、市の実施方針を検討する」とあるんですが、検討してもどうなんですか。何か、こんなに平成27年度から実績がないのをまた新たに検討してどうのこうのという、必要があるのか、市長の考えをお聞きしたいんですけど。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに、このファミリー・サポート・センターの立ち上げの段階であまりアピールが足りなかったのか、なっってくださいる会員が少なかったです。具体的に言いますとファミリー・サポートということで、お母様がお子さんをどこかに預けて、その間に美容室に行ったりとか、出勤とかそういうのではなく、ふだんのときの送り迎えをしてもらう。

例えば、塾に通う時間に親は帰れないですけど、それを送ってもらう。帰りは御自分が迎えに行くとかいう、そういうことをしているパターンが多いんですが、なかなか最初、どうののに利用していいのかまず分からなかったみたいなので、お互いに、頼むほうと頼まれる側が2名ずつぐらいしか登録がありませんでした。

また、それは御自分の自宅で見守るといこととか、相手の家に行くという話だったので、さすがに皆さん二の足を踏んだみたいなので、ずっと動くことがなかったです、人数は増えていません。

ただ、那須塩原市なんかは、もう300人以上が登録されているようなところもありますので、そういう利用の仕方を上手にNPOでやっているところもあります。

今後、もしもこれに関して、今のところ、うちのほうの保育園とかで一時預かりとか、そういうこともしていますので、そういうので活用されている方もいらっしゃいます。ただ、送り迎えは御自分でやるので、それを誰かに代行してもらうというので活用をしているのが那須塩原市ですけど、その預けるというのが、今、この時代に、他人の車に子供を乗せるというのと、他人の子供を乗せて自分が送ることがなかなか難しい時代なので、面倒を見ますという方と、子供を預けたいという方の話合い、あと、今回は、こども館かどこか場所を提供して、そこで預かるということは可能なかを検討させていただいて、今後の振興に進めていきたいと思っています。

あまり需要がなければ、やはり継続する必要もないのかなというのもあります。形態を変えたほうがいいのかもわからないので、検討させていただく期間だと思っています。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 確かに検討していただく価値はある、制度の理解、両方の理解が得られればいい制度でございますので、しっかり他市町の状況調査もするのでしょうから検討していただいて、結論を出していただければと思います。

続きまして、子育て環境の充実で、生涯学習課さんなのですけれども、放課後子ども教室推

進事業があるんですけど、「国庫補助金の交付条件が変わり、対象事業にならないので令和2年度は実施せず見直し時期とする」と。「今後は地域学校協働の一環として学校の敷地内で放課後に地域の人材を生かした教室の開催に向けて準備し、学校支援を行えるよう調整したい」と書いてあるんですけど、私はこれはぜひやっていただきたい、賛同する事業なんですけれども、今、現在どういった状況になっているんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 放課後子ども教室の事業につきましては、今年度はそれに代わる事業として、今、試験的にスタートしておりますのは、地域と学校の連携、これをテーマとして学校と地域ボランティア、そういったところの結びつけを今進めております。

そういう中で幾つかのメニューを進めていきたいと、その中に子供の放課後のいわゆる居場所づくり、放課後の子供の支援、そういったところも一つとして捉えておまして、今まで行ってまいりましたのは、単独として夏休みの期間中限定で、昨年などは行った経過はありますが、今後はそれを見直しながら新しい取組として今、スタートしている状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 確か、今日の新聞に中学校、高校の教員の働き方改革で、負担が重い部活動を正式にこういった地域の人にやっていただくような制度をつくるというような話が、方向性が出ていたと思うんですけども、やはり、その制度ができてから、じゃあやろうというんじゃ遅いんで、今、生涯学習課のほうで回答があったような、こういった地域と学校が一体となった関連性を、そういった土壌をつくっとけば、そういった制度ができてすんなり地域がそういった部活動を、面倒見てくれている、そういった土壌ができると思うんで、ぜひこの学校支援を行えるような調整ですか、それをやっていただきたいと考えておりますが、突然で申し訳ないですが教育長どうですか、こういう考えは。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 特には、最近新聞に出ているのは部活動の指導ということですが、校長会のほうに市単独というか、本市に独自というような言い方ではないんですが、登録者制を取りなさいと、この部活の指導は私ができますよというような方を募って学校に登録してもらって、先生が出られないときとかいうようなところに来ていただけるような制度というか、そういったシステムをつくったほうがいいんじゃないかというような投げかけをしております。

県とか国のほうで、よく先生が出なくて済むように地域の方というのはありますが、あの制度はなかなか使いづらくて、実際に登録して、県のほうに登録してというか、こちらで探した方を県に登録して、また曜日を決めるとかありますので、それももちろん使っていきたいと思いますが、各学校独自に登録制を取って、手を挙げていただいた方に直接お願いしてい

くような、そういったことも考えてはどうかというようなことで、現在、校長会で話し合っているところです。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ありがとうございます。

では時間もありますので、最後の基本目標4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るについての市長の答弁をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基本目標4に関する現状、今後の具体的取組についてお答えします。

基本目標4につきましては、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守ることを目標としております。

まず、現状としまして、本市の人口は、第2期人口ビジョンの推計によりますと、令和22年に1万7,321人まで減少し、そのうち65歳以上の老年人口の割合は47.2%まで上昇するなど、今後より一層の人口減少、高齢化が予想されております。

このような状況の中、地域社会の活力を維持しつつ、市民の誰もが潤いある豊かな生活を続けていけるようなまちづくりが求められます。

また、昨年本市へ襲来しました台風19号をはじめ、近年台風等による豪雨災害が頻発化、激甚化しており、市民の生命や財産、安全・安心な暮らしを守るため、大規模自然災害への備えが大きな課題となっております。

今後の取組としまして、コンパクトシティを基本としたまちづくり、地域防災力の強化など5つの戦略を掲げております。

主な取組を申し上げますと、コンパクトシティを基本としたまちづくりとしましては、本年度策定する立地適正化計画や、地域公共交通網形成計画に基づき、地域の特性や人口規模に見合ったコンパクトな都市の形成や、公共交通ネットワークの充実を図ってまいります。

次に、地域防災力の強化につきましては、本市における防災・減災対策の指針となる国土強靱化地域計画を今年度策定するとともに、有事の際に地域における中心的な役割を果たす自主防災組織の活動を強化するため、防災訓練や防災に関する講話を開催するなど、自主防災組織の運営を支援してまいります。

以上のとおり、基本目標4に関しましては、人口減少下におきまして、市民の誰もが住み慣れた場所で将来にわたり安心して暮らし続けていけるような、持続可能なまちづくりに取り組んでまいり所存でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 分かりました。

地域防災に関しては後ほど同僚議員の質問がありますので、コンパクトシティを基本としたまちづくりについて担当課にお伺いしたいんですけれども、市長の答弁にもありました地域公共交通網形成計画に関わる調査の実施ということで、令和2年度に策定する地域公共交通網形成計画というのがあるんですけれども、その進捗について御回答いただけますか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 計画については、まだ現在作成に入ったばかりでございます。

調査については、昨年度やらせていただいたものがベースになっておりまして、そこに対してかなり分析を加えてありますので、そこに先日、公共交通会議なども開かれましたので、そういったお話ですとか、そういったものを参考にしながら、これから具体的な検討に入るところでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 令和2年度中にはできるんですよね。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） はい、その方向で進めています。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 前にも私はこういった一般質問の中で言ったんですけど、コンパクトシティにはこういった公共交通網の整備が必ず必要になってくるんです。コンパクトシティにしたって遠くの人が全然来られない、公共施設がなくて、足がなくて、交通弱者とか高齢者が来られないんじゃない意味がないじゃないですか。

やはり、例えて言うならば、新庁舎を中央公園に造ったとします。当然、多機能型、複合型で、そういった市民が集まれる施設になると思うんです。例を言うならば、この議場ですか、年4回しか使わないんだから、空いてるときは市民の人がピアノコンサートで使うだとか、そういうのも使ってくださいとオープンにすれば、ああ、じゃあ使うかなと行って行く、でも現実、足がないと行けない。そういうときに、公共交通網で、例えばマイクロバスとかワゴン車とかがドア・ツー・ドアでいつでも来られるような仕組みをつくっていけば、利用していただける。そうすれば、例えば南那須の三箇の人も、ああ、中央公園でいいよと賛成するかもしれない。そういった市民目線の対応も必要ではないかと、そういうふうなことでやっぱり公共交通網というのは必ず、コンパクトシティにはついていくものと考えてるんですが、市長はどうですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい、当然のことだと思っています。

地域交通網というのは、ドアからドアまでというのもやっておりますが、全部を網羅するというのは、今のところデマンドしかありません。ただ市で出している市営バスとか、いろんなので今のところ網羅していますが、市営バスが走っていることすら知らない、今回住民説明会で分かった部分もありましたので、もう少し地元にある公共の交通手段を理解してもらうようなことをアピールして、そして本当にどこが足りないのかを検証させていただいて、考えていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 最後に、総括で市長のお考えをいただきたいんですけども、総合戦略の中の基本的な考えの中で、「現行の4つの基本目標を基本的に維持しつつ、真に重点的に取り組む施策に絞り込んで実行する」と書いてあるんですけども、具体的に何でしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 具体的にというか、これの中の1個ということは全然できませんので、市という大きなものなので、私個人の目標ではありませんので、やはり4つを掲げ、やれるものを選択しながら進めていきたいなと思っています。

これだけがということは私の口からは言えませんので、申し訳ありません。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 優先順位はあるということよろしいですか。はい、了解しました。

それと最後にもう1つ、私は日経新聞のやさしい経済学というコラムが好きで読んでいますけれども、その中で地域活性化の新たな潮流というような特集があったんですけども、誰か読んでいませんか、ないですか。日経新聞取ってないんですか。

時間まで披露したいんですけど、新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活大きく変わりつつあります。価値観の転換に伴い、社会様式が変化するパラダイムシフトが起きていると。これからの時代に即して新しい概念が求められています。近年では関係人口やシビックプライドなどの新しい概念が登場しています。

量的志向の地域活性化は数字で判断でき、客観の地域活性化ともいえる、当然これで、KPIで目標値を決める、そういうのが客観的活性化なのですけども、これにやはりコロナとか、将来的にいろんな社会現象で達成できなくなる可能性があるじゃないですか、絵に描いた餅になっちゃう。じゃ、どうすればいいのかという回答が、主観の地域活性化なのです、主観。客観の相対する主観の地域活性化、個人の主観に依存した地域活性化、数字では明確に把握できない、その地域に住む人の幸福感なんです。

我々が民間企業で働いていると、顧客満足度というのはよくやります。調査会社を入れて、顧客満足度を調べたりします。CS、カスタマーサティスファクションかな、やはり、そうい

った関連が今後の地方自治に求められてくるんじゃないかと。

それにはどうすればいいかというと、行政と地域の住民が同じく共有する、そして共感して、共感の先に競争が生まれるということで、地域の住民によく現状を説明して、ともに考える、難しくないんです、市長がよく言っているオール那須烏山で取り組むということでもいいと思うんですけれども、そういったことで、那須烏山市に住んで、あっ、満足したな、そういう満足度を養っていく方向性に変えてもいいんじゃないかなというような結論なんです。これはいいなと私は思ったんですけれども、あとは、12秒しかないんですが市長の考えをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん同感です。私はこの市に生まれた限り、この市に誇りを持って幸せだと思えることが一番だと思っております。

○議長（久保居光一郎） 以上で6番村上進一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき1番青木敏久議員の発言を許します。

1番青木敏久議員。

#### 〔1番 青木敏久 登壇〕

○1番（青木敏久） 皆さん、こんにちは。ただいま久保居議長より発言の許可をいただきました。1番青木敏久でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、エッセンシャルワーカーと呼ばれる医療、介護、保育など、社会生活を維持する上で必要な、不可欠な職業に従事されている皆様に敬意と感謝を申し上げます。

また、本市では昨年、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けました。二宮尊徳は「この秋は雨か嵐かは知らねども今日のつとめに田草取るなり」という歌を読んでもらえます。この秋が雨か嵐か分からないですけれども、被災を受けた農業者や、被災を受けた住宅に住まわれている方は日々の暮らしを一生懸命しているわけですが、こういった方にも敬意を表したいと思います。

今日の私の質問ですが、4項目ございます。

1番目は、学生応援ふるさと便の成果と課題について。2番目、本市キャッチフレーズとシティプロモーションについて。3番目、図書館利用向上と図書消毒機器の導入について。

4番目、拉致問題と人権教育についてでございます。

質問席から質問に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 早速質問に移らせていただきます。

君子は豹変す、状況に合わせて考えを変えるというのは非常に大切なことだと思います。

新型コロナウイルスの影響により、帰省できない本市出身の学生支援のために、ふるさとの特産品でエールを送ったことは評価に値します。

しかし、課題も見えてまいります。成果と課題及び本市と本市出身の学生たちとの血縁、これは血液の血に縁です。そして、土地の地に縁、そして知人の知に縁、この3つの「ち」を生かした活性化策についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 学生応援ふるさと便の成果と課題についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、4月に発令された国の緊急事態宣言に伴い、都道府県をまたいだ移動や飲食店の営業の自粛等により、帰省を断念した学生やアルバイト収入の大幅な減少で就学の継続が困難な学生の存在が分かりました。

また、市議会6月定例会の一般質問におきまして、青木議員、矢板議員から学生支援に関する御提案があり、コロナ禍における本市出身の学生の支援を目的に、学生応援ふるさと便事業を実施させていただきました。

6月15日から7月31日まで、市公式ホームページや観光協会ホームページ、広報お知らせ版、県地域振興課が運営する地元栃木グループラインを活用し、学生応援ふるさと便の事業周知と募集を行い、応募がありました25都道府県114名の本市出身の学生に対しまして、ささやかではありますが、市内で製造された乾麺のうどんやそば、ご飯にかけるギョーザなど5,000円相当の特産品の詰め合わせを指定の住所にお送りさせていただきました。学生応援ふるさと便を受けられた学生からは、お礼のはがきも頂き感激したところでございます。

この事業が一過性に終わるのではなく、学生応援ふるさと便がつないだ「えにし」をどう生かしていくか、今後検討してまいりたいと考えております。

御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 早速質問をさせていただきます。

市では300名を見込んでいたと思うんですが、今の答弁の中で114名ということなのですが見込みと実績に随分開きがございます。これについて、どう受け止めていらっしゃるか、

お考え聞かせていただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 300名というか、200名から300名ということで目標とはしてはしておりますが、現実的には114名でございます。応募をした期間がいわゆる自粛期間を過ぎた時点からの応募となってしまいましたので、市外の学生たちについては、十分規制が解除された中での応募となったことから、需要が少し減ったのかなというものと、あと広報関係の、PRなのかなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、私が学生から聞いたところによりますと、まず物品についてなのですが、質問なのですが、まず物品の中でお米が入ってないと、お米が欲しかったという意見もあるんですが、物品の選定に当たってお米を入れなかったというか、うどんとかおそば中心になった面があったというのは、なぜ入れなかったのか、その辺の諸事情をお聞かせいただければありがたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 実はお米をとという話もありました。ただ、ここの地域に育った方々は本当にお米、おいしいもの食べていますので、ちょうど一番、お米が新米でもない時期なので、もしもあのおときにはこの秋まで続く可能性があったので、新米が出る時期になったら今度はお米に切替えようかという話がありましたので、今の時期は、新たに皆さんが知らない乾麺やそういうものの紹介でもいいのかなという話で、お米ではなくて、乾麺のほうにさせていただきました。

お米は、確かにうちのほうではおいしいものですし、アピールしたいなと思っておりますが、半分ぐらいの学生はもしかするとふだんからも、親からの仕送りでおいしいもの食べているのかなと思ったので、そういう違う意味でのアピールを先にさせていただきました。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 分かりました。

でも、学生なんかに、お米というのは、例えばご飯にかけるギョーザもございましたけれども、あれもおいしいと、お米があるとセットで、学生も喜んでいただけないかなと、一人暮らしの例えば男子大学生なんかは、乾麺を5分とか8分とかゆでて食べるというのはどうしても抵抗があるのかなというような気もいたしましたので、学生の立場に立つと、お米が、全部が駄目でもこう2つぐらいお米セット、そばセットとか、うどんセットとかという方策もあったのかななんて気もしますので、今後、検討に加えていただければありがたいと思います。

あと1点、物品について、本市では令和2年度那須烏山市障がい者優先調達推進方針という

のが5月27日に示されておりますけれども、ふるさと便の中に障がい者優先の例えばクッキーなり物品などを入れると、この方針が一気にクリアされるというか、そういうことも考えられたし、優先調達の方針の理念にもかなうんじゃないかと思うんですが、何か送るに際しまして検討に加えられたのか、また、その辺に入れられない何か御事情でもあったのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに、クッキーとか、それはよかったかもしれませんが、実はいろんなところに出向いて業者と会ったりとか、何かのときにおみやげに使わせていただいています。ただ、送った場合、実は割れてしまうリスクが高いんです。手で持っていく場合だと、丁寧に持っていくので割と大丈夫なのですが、配達に向いていないので、その辺を改良していただきたいという気持ちは逆にこちらからあります。

物が悪いというよりも、普通にケーキ屋さんで手渡されたケーキと同じような梱包の仕方なので、発送すると、やはりその辺は傷ついてしまったり、割れたりしてしまう場合があるので、その辺を発送するのには、最初からその辺は検討には入れていなかったもので、今後そういう意味での発送に向いているような梱包ができるようでしたら考えていきたいと思いますが、クッキーよりは、もしもだったらば、主食のほうがいいのかと思って、米がちょっと難しい時期だったので、うどんにしたような感じで、確かに、炊飯器でできるのと、お米をとぐ時間とかいろいろ考えると、うどんもゆでられるのかなという感じもしますので、その辺の新たなものを開発していただく、知るということでもよいかと思います。

障がい者の支援という意味では、いろんな意味で使わせていただいていますので、今後梱包のほうにも、考え方を、こちらも説明して、丁寧にできるような形にしていって、何かに使っていきたいなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 使うということであれば、梱包、箱で送るんでしょうから、中にきっちり梱包すれば形は崩れないのかなと、また、私なんかも使っているんですけど、夢クリーンとかそういう物品、食品等と一緒に混ぜていいかどうか、そこら辺は検討の余地があると思うんですが、そういった洗剤類なんかも、障がい者が作ったんだと、そういう施設で作ったんだよという、学生の障がい者理解、これから共生社会と言われてはいますけれども、それにも一役買うのかななんて思いましたので、質問させていただきました。

今後御検討に加えていただければありがたいと思います。

次に、手続についてお伺いしたいんですが、6月15日から7月31日までの募集で8月上旬に順次発送ということですが、最初に申し込まれた方は、6月15日に申し込まれた

方だと、品物が届くまで2か月弱かかってしまうと思うんです。

巧遅は拙速に如かずなんていう言葉もございますけれども、やっぱりスピード感を持ってやるというのが一つ大事な事なのかなと思いますけれども、これは手続に時間がかかったというのは何か御事情があつてのことなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 発送につきましては、品物の調達と併せて観光協会のほうに一括でお願いしたところでございます。

当初発送につきましては、ある程度まとまったら月3回ぐらいに分けて順次発送してくれという話をしていたんですが、品物がなかなかそろわないのがあったということで、結果的には8月上旬になってしまったというところでございます。

その間は約1か月半ぐらい、早い時期に申し込まれた場合、1か月半ぐらいの時間かかってしまったということがございます。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 品物がそろわなかったのでは仕方ないですけども、何が大事かといったらやっぱり、そろわなかったら遅れるんじゃないかとそろえるということの方が大事だと思うんです。

折しも観光協会も、今年度はコンサルを入れると、経営改善ということでも指摘されているところでありますので、市のほうでもそういった指導をしていただければありがたいと思います。

続いて手続でもう1点伺いたいんですが、例えば、観光協会のホームページにメールを送りました。そのときに返事がないということがありました。全部かは、これは存じませんが、そういう連絡をいただいております。

通常、我々は、インターネットで買物をしても、申込みが来れば、数あるお店の中から当店を選んでいただきましてありがとうございますと、まず、確認のメールを出すのが通常の扱いかなと思うんですが、申し込まれても返事がないと、本当に申込みがいったのかな、受理されたのかなと不安に思うんです。いいことをしても、その効果が半減というか、そういう場もあるので、なぜこれは返事のメールがないかと、併せて言えば、商品の発送のときに大変お待たせしました、商品を、ふるさと便を送らせていただきますと、終わってからだって、なおさら商品についてはいかがでしたかと、満足していただきましたかと、今後何か不備があったらお気軽にお問合せくださいとかというのが通常のやり方と思うんですが、それをされた事例があるのか、また、114名全員にそういった、お礼のメッセージも含めて受理のメッセージも送られたかどうか確認したく思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩）　そこまでの指示はしておりませんので、受理のメールなり、お礼のメールはしてないと思います。ふるさと便の中に市長メッセージは同封させていただきました。

○議長（久保居光一郎）　1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久）　市長メッセージは私も見せていただきましたけれども、市長メッセージは心の籠もったいい文章だと思うんで、それは私も学生は感激したんじゃないかと思います。

ただ、受け取ったら、通常当たり前といえば当たり前のことなのですが、こういう基本的なことをやらないと、市のせつかくいいことも効果半減してしまうので、この辺のところはきちっとできるように、外部に委託したからしようがないんだということじゃなしに、きちっと手続を取っていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

続いて活性化策なのですが、検討しているということなのですが、私は個人的にこの3つの「ち」、親がいたり、兄弟がいたり、また、この土地で育った、そしてまたお友達や知人や近所の方がいるという、これは、ほかにも増して強い絆があると思いますので、この御縁を生かして、できれば本市では、コロナ禍において、なすからまるごと市民食堂、なんていうことをやりましたけれども、大変いいアイデアだと思うんです。

だから学生なんかに今この市長のお話では25都道府県だと、なすから丸ごと特派員じゃなくても、いろんな情報、各地の情報いただいているうちの、私の住んでいるところではこんないい、市のほうでは、こんなことやっていますよとか、また、こっちの情報も、本市にはなすから特派員もございますけれども、拡散していただくとか、お友達を連れて遊びに来ていただくとかっていろんな方策が考えられるので、まさに、各25都道府県に学生がいるということは、丸ごと特派員ということで、学生はそういった情報なんかの魅力発信のツールという失礼だけれども、そういうのに活用できたらなと思うんですが、それについて御意見があったら、お願いしたいんですが。

○議長（久保居光一郎）　川俣市長。

○市長（川俣純子）　私もそれがとてもいいのかなと思ひまして、実はSNSで発信する、今回、なすから特派員を任命させていただいて、7名いますが、それ以外に本当は高校を卒業した場合に、各学校などいろんな地域に学生が行きますので、そういう方々に地域の特産を書いたり、まちを案内できるような名刺ぐらいのもののパンフレットみたいなものをお預けして配っていただくというのはどうかなという案も私自身は出しました。

ただそれが、どこに誰が行くかというのは、個人情報なので、学校からもどこからも教えていただけないので、今回こういうつてができましたので、もしもそういう中の方で発信してくださるという方がいらっしゃれば対応したいと思っています。

確かに全国に皆さんが行っていますので、一番地元を知っている方が行っているの、ありがたいことだと思いますので、今回こういう関係ができましたことを上手に使っていききたいなとは思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） よろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

本市キャッチフレーズ、「五感で楽しむ那須烏山」が決定しました。キャッチフレーズを活用した本市の魅力発信と、シティプロモーションの今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） キャッチフレーズを活用した本市の魅力発信とシティプロモーションの今後の展開についてお答えいたします。

本市の認知度向上を図るため、昨年度市民等からの応募作品を選考し、本市の魅力をシンプルに表現した作品、「五感で楽しむ那須烏山」が市のキャッチフレーズに決定しました。

策定後の活用状況につきましては、作品の発表に合わせて記者会見用のバックパネルを作成し、これまで記者会見やWEB会議等で使用しており、PRを図っているところでございます。

また、キャッチフレーズを掲載したA3サイズのスタンドパネルを作成し、庁内各課や出先機関等へ配付いたしました。各課がPRしたい内容をパネルへ提示するなど、本市の魅力向上に活用しております。皆さんも御存じのとおり、入り口にも使わせていただいております。

このほかプラスチック製レジ袋の有料化に合わせて、キャッチフレーズを活用したエコバックを作成し、7月から販売を開始しました。エコバックの表面にはキャッチフレーズやイメージキャラクターを、裏面には栃木県及び県内25市町による、「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を受け、リデュース、リユース、リサイクルの3Rをデザインいたしました。

シティプロモーショングッズの販売は初めての試みでしたが、好調な売行きとなっており、既に販売を終了し、973個を完売しました。また、キャッチフレーズを毎月発行の広報なすからすやまの表紙等に掲載し、普及を図っているところでございます。

次に、シティプロモーションの今後の展開についてお答えいたします。当面は新型コロナウイルスの影響を勘案したシティプロモーションに取り組む必要があると考えております。

具体的には、季節ごとにテーマを設定した、なすから特派員などからSNSによる情報発信事業に取り組むほか、市民等と意見交換する機会の創出、移住希望者等を対象としたオンライン移住相談の実施等を検討しております。

御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久）　　そうしますと、根本的なことを聞きたいんですが、「五感で楽しむ那須烏山」、このキャッチコピーで本市の魅力をアピールするときにこれの目標といたしますか、これは例えば、移住とか観光とかという、何か特定の目標というか、移住を促進するとか、強いていけば交流人口という関係人口を増やすとかというのを、もう一度、おっしゃっていただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎）　　川俣市長。

○市長（川俣純子）　　この五感をのキャッチフレーズですか、逆に言ったら五感なので、味わう、触って、触感とか、いろんな意味で、見るとか、全て、聞くとかにも対応できると思うので、移住に対しては、全ての五感に反応できるまちだと思っておりますので、そういう意味での感覚を持った、いい環境であるというアピールができるのではないかなと思います。

　　観光とか仕事とか、生活とか、いろんな意味での五感を満足させられる地域ということでアピールにつなげられるのではないかなと思っております。

○議長（久保居光一郎）　　1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久）　　私はこのキャッチフレーズはちょっと難しいなと、最初に聞いたとき思ったんです。五感というとか訴求力というかキャッチフレーズから、このキャッチーというよりも何かぼわーっとしていてつかみにくいなと。であるならば、私個人のこの主観ですけども、五感で楽しむということであれば、何かコンテンツが足りないというか、五感だから物じゃなくて、ストーリー性があるものの、例えば、宇都宮市さんでやっているもの、500以上の派生系があると思うんですけど、「住めば愉快だ」から、「飲めば愉快だ」とか、「食べれば愉快だ」とかというふうに本市も同じように、ホームページを見ていたら塗り絵で楽しむ那須烏山とかってなっていますけど、コンテンツがないままそれをやっちゃうと二番煎じみたいになっちゃうので、何かものじゃなくてストーリーって考えると、例えば、ストーリー性があるものだったら、ただ、おそばで楽しむとかじゃなくて子供の頃に返るんだったら、星を捕まえられる国見峠の展望台とかという、葉っぱがダンスしている関東の嵐山落石とかという、ストーリー性のあるコンテンツをつくって、それに写真を添えたりなんかしないと五感というのがぼやけちゃうような気がしているんです、私。風を捕まえるとかというふうな子供の発想で言えば、風を捕まえるんだったら、平群山のパラグライダーとかというふうな、何かストーリー性のものに展開していかないと五感がぼやけちゃって、ただの言葉遊びになりはしないかなという懸念があるので、コンテンツという形で、何か子供の五感を刺激するような、子供心みたいなので、五感で楽しむというのはイメージしやすいものをつくったらいかがかなと考えるんですが、それについて御意見があったらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎）　　川俣市長。

○市長（川俣純子） 今後の課題にさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 私の主観ですので、よく考えていただき検討していただければ、ありがたいと思います。

シティプロモーションについてなのですが、本市のシティプロモーションの柱と言えば、ふるさと大使と地域おこし協力隊、そして、なすから特派員というのは3本柱になるかと思うんですが、先月の25日にふるさと大使が休止になるということが載っていましたが、このふるさと大使が休止になる理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） ふるさと大使の件、活動休止ということで整理をさせていただきます。

ふるさと大使につきましては、平成28年から3年間、活動のお願いをされていて、名刺をお渡ししたり、情報を拡散していただいたりということをやっていたり、高野さんには市の表彰式のときに講演をお願いしたりとか、活動をお願いいたしました。逆にいうと、そのぐらいの活動ぐらいにとどまったとか、そういったところだと思っています。

委嘱を急いだ部分がありましたけれども、その活動を明らかにお願いができなかったところ、ちょっとあったかと思っています。皆さんには、お忙しいところ自主的な活動をしていただきまして、好意的にやっていたかというところではよかったと思っていますが、もうちょっとお願いすることがあってもよかったのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） ふるさと大使については分かりましたけれども、十分内容を把握して役立つような形でやっていただかないと、ふるさと大使も今まで顔が全然見えなかった部分もありますので、シティプロモーションについては顔の見える形でお願いしたいと思います。

そこでまず根本的なことなのですが、なすから特派員についてなのですが、特派員というと、特別なこの地域に派遣された人を特派員というものと私は思っているんですが、なすから特派員というと那須烏山市に例えばいて、特派員というのは何か言葉がイメージがつかみにくいと、七福神にちなんで7名ということなのですが、七福神は神様だから姿も見えないし、あれなんですけれども、神様というよりも「五感で楽しむ那須烏山」という、五感というのがあって五感をアピールする特派員というのは、七福神と言われるなすから特派員がいるんだったら、五感人とか、7つで感じるで、五感で感じる人、五感にプラスして直感とか、ひらめきとかときめきとかで感じる七感人とかっていうふうなネーミングは私は合うのかなと、特派員は学生

特派員で、なすから特派員は学生にやってもらったほうがなじむのかなと、市内にいて特派員というもおかしな話だなと感じるんですが、ネーミングの、その辺のところはどう考えるか、聞かせいただければ。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） そうですね、ネーミングについては確かに何かもっとしっくりくるような名前が、もしかしたらあったのかもしれませんが。何というか、今回インスタグラムを使って、7名の方が情報発信してくださって皆さんも御覧になっていると思うんですけど、この市の景色とか人物、いろいろなものをとても本当に五感豊かに表現してくださっているんだと思います。

そういう意味で、何というか記者的であって、特派員的なところ、我々が知らないところを教えてくれるという意味では特派員的なのかなと思いますが、名前については、いろいろあるんだと思います。

ただ、7名にちなんだという辺りは、やっぱり我々市の財産である烏山線をたまたま、まちづくり課で所管しているということもあって、こういうからめ手というか、ここはとても逆によかったんじゃないかなとは考えています。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） ちょっと時間が押していますので、質問のわけが要望に切り替えさせていただきますんですが、まず、なすから特派員は広報を担う特派員なのですが、名前が公表されていない、小山市などは名前も公表されておりますので、広報を担う特派員の名前が広報されていないというのも、これもおかしな話なので、できれば、私はこういう者だと、委嘱されているんだということで誇りを持ってやっていただければありがたいと思います。

また、情報発信なのですが、NTTドコモなんかの調査機関によれば、SNSを利用したので、LINEが72.6%。続いてツイッターが36.4%。本市ではインスタグラムを使って広報しているのが多いんですけども、全体的に見れば、60代でもLINEは61%、70代でも46.2%、ツイッターで10代では8割、20代では7割が利用しているという、こういうSNSの状況もございますので、情報発信についてはインスタグラムのみならず、誰もが幅広い世代で活用できるような方法を考えていただければと思ひまして、これは要望ですので、2番目の質問を終わりにしたいと思います。

続いて3番目なのですが、図書館利用向上と図書消毒器の導入についてなのですが、幼少期の読書週間は、国家隆盛の基であります。新型コロナウイルスの影響を受け全国図書館の、一時92%が閉館しました。しかし、もっけの幸いと申しますか、本市では図書消毒機器が導入

されることになりました。安全な読書と図書館利用向上についてお伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 図書館利用向上と図書消毒器の導入についてという御質問ですのでお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、栃木県内においては全ての公立図書館が臨時休館となりました。本市図書館では感染防止対策を徹底した上で、臨時休館中の図書館玄関前での本の貸出しなど、できる限りの図書館サービスを行い、市民の読書活動の推進に努めました。

現在は開館しておりますが、公益社団法人日本図書館協会が策定しました図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染リスクが高い視聴覚コーナー、セルフコーナーなどは利用制限し、利用者の安全を第一に考えた図書館運営を行っております。

図書消毒器につきましては、以前からの要望がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大からますます需要が高まり、地方創生臨時交付金を活用して各図書館に導入することとなりました。

図書館では、職員が本の返却時に表面を手作業で消毒しておりますが、本の貸出し手続後に、利用者自身で本を消毒器に入れていただくと1分程度で除菌ができますので、誰もが安心して本を借りることができ、読書環境の向上につながると期待しているところでございます。

また、現在のコロナ禍における図書館の利用は昨年度と比較しますと入館者は約59%、貸出冊数は約76%と、減少傾向にあります。図書館内の子供向けイベントの中止による影響もあると思われませんが、全国的にも図書館の利用を控えているようです。そのため、定期的に指定管理者と相談し、DVDやCD、子供向け絵本などを充実させ、図書館だよりやインターネットを活用して新着図書を紹介したり、多くの市民が図書館に興味を持っていただけるよう啓発するとともに、子供の頃から本に親しむ機会を充実させたいと考えております。

今後も引き続き図書館では感染防止対策を行い、より一層安全な読書環境と、図書館利用向上に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 一つだけ質問させていただきます。

近隣では電子図書館に移行するところも増えてまいります、近隣の自治体では増えていますが、本市では、図書消毒器を選ばれたということなのですが、誠にこれは時宜を得たものだと思いますけれども、この消毒器設置に関してどういったPRの仕方をするのか、その点を1点だけお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 図書館に消毒器を導入ということで、烏山図書館、南那須図書館それぞれ1台ずつ導入をいたしますが、非常に全国的に導入が多くて、今、製造が間に合わない状態で、うちのほうはうまくいけば年内に設置できるのかなと思っています。そんな状況です。

これから、その消毒器のPR等につきましては、このコロナ対策、新しい生活様式、この辺をやっぱりキーワードに、やはり市民にも多く利用していただけるような方策を図書館と連携して行っていきたいと考えています。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） ありがとうございます。

PRのほう、導入はまだだということなので、よろしく願いいたします。感染症を恐れるあまり図書を利用しなくなるのが一番懸念されていることですので、どうぞよろしく願い申し上げます。

最後の質問ですが、拉致被害者横田めぐみさんの父、滋さんが亡くなりました。

愛の反対は憎しみでなく無関心ですと言われます。このまま拉致問題の傍観者でいいのだからかと、私も心に思っております。拉致問題をめぐる人権教育についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 拉致問題をめぐる人権教育についてということですが、お答えしたいと思います。

拉致問題につきましては、人権侵害として長年にわたり日本政府と北朝鮮との間で大きな政治課題となっています。本市での人権教育としては、学校教育で拉致問題に触れる程度で終わっているところが現実かと思えます。

もし、自分の家族が拉致被害に遭ったらと考えると、とても他人ごとではありません。この問題に関心を持ち続けることが大切なことであると考えます。これは議員がおっしゃるとおりだと思います。

人権問題はとても幅広く多種多様であります。理解しやすい身近な問題から学ぶ機会を提供してきましたが、拉致問題そのものにつきましては、なかなか学ぶ機会を提供できないという状況にあるかと思えます。今後も学校教育や社会教育において、私たちの生活の中の様々な人権について理解を深め、一人ひとりが人権意識を高めていくことが大切だと考えております。

横田滋さんの死という事象がありましたが、そういった事象を受け止められる教員の資質向上と、そしてふだんからの人権教育の徹底による、ニュースとか何かで教えられる云々ではなくて、こういう問題があるんだというふうな、非常に感性豊かな子供たちを育て、そういった

人権意識をさらに徹底して指導できるような体制をつくってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今、教育長がおっしゃられましたが、拉致問題に関しては政府、国のことになりますが、我々は、私たちは今、教育長がおっしゃられたように、もし拉致されたのが自分だったら、自分の親だったら、もしくは自分の子供だったら、自分のお友達だったら、こう考えると、人ごとではいられないのが本音だと思うんです。

政府では、アニメで拉致問題の理解に努めようと、平成20年ですか、全国の小中学校、高校などに約4万枚のアニメ『めぐみ』というDVDが送られてきたかと思うんですが、それは本市では、人権教育に役立てたことがないということでもよろしいですか。また、ない場合には今後、アニメを通して人権教育に役立てるお考えがあるかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 『めぐみ』というアニメというかDVDにつきましては、これは学校で視聴させていたとちゃんと伺っております。

また、今後また、さらに映画等がまたできるというような話もございますので、そういった部分については人権教育の一環として、正直なところを申しますと道徳も特別な教科道徳になってしましまして、教科書がございますので、その中の一つに入れろという形ではなくて、やはり1つのエポックとして何かあった場合にはそれに触れられるような、柔軟な教育課程の編成と、そしてそれをうまく自分の授業の中に取り入れられるような教員の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、学校のほうは、教育長、よろしく願いいたします。

ちょっと角度を変えまして今度は、本市ではまなびフェスタをやってございます。今年は、11月11日、これは横田滋さんの誕生日だったんですが、中止になったということですが、これは人権教育とか男女共同参画という観点で、まなびフェスタの中で拉致問題と言いますか人権として扱うことをお考えか、あるかどうか、生涯学習課長にお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 今年は、このまなびフェスタは残念ながら中止ということで、

第1回目の試みでしたけれども、事業はできませんでしたが実行委員会を設立していろんな意見をいただきました。

その中で、要綱案として作らせていただいたんですが、その趣旨にも人権教育、男女共同参画の推進、生涯学習の推進と、各事業一体的に取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） その一体の中で、ぜひこの拉致問題というのは、我々の記憶というか忘れてら終わりなんです。ないものになっちゃうんです。特に、横田めぐみさんが拉致された13歳のとき、昭和52年の11月15日ですか、横田めぐみさんは昭和39年の10月5日生まれなので、今年の10月が来ると56歳になるんです。もう43年ぐらい経っています。そうするともう今年は令和2年ですから、若年層の方は拉致問題というのも教育をしないと分からなくなっちゃうんです。

そうするとやはり日本人の同胞が帰ってきて、今、我々は幸福の追求権だとか自由権だとか生存権だとかと、そういう権利を享受していますけれども、それがいないところにいるという、そういうのに思いをはせるというのは大事なことだと思います。

また、新聞等でも出ましたけれども、小山市でも特定失踪者に息子さんがなっているということで87歳の方が新聞に載っていました。その新聞の写真には片手に『「おかえり」も言えない、「ただいま」も言えない』という、特定失踪者の本を抱えていましたけれども、本市においても、おかえりも言えない家族を、ただいまも言えないというお年寄りが待っているという事実があります、人ごとじゃなくて本市においてもあるので、これは大切なことなので、ぜひ啓発に努めていただければありがたいと存じます。

今の上皇后陛下が平成14年のお誕生日に際して拉致問題に関して、こんなふうに言われているんですが、「何故私たち皆が、自分たち共同社会の出来事として、この人々の不在をもっと強く意識し続けることが出来なかったかとの思いを消すことができません」ということを、皇后陛下時にお気持ちをお述べになっておられます。我々もぜひ自分事として、もし自分だったら、拉致されたのが自分だったらとこういう教育をしていただきたく、重ねてお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、1番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでございました。

[午後 1時45分散会]